

『子どもの貧困対策』の推進について

～ 子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会へ ～



県民局次世代育成部子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画 (平成27年3月策定)

◆計画の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る

◆計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づき都道府県に計画策定の努力義務

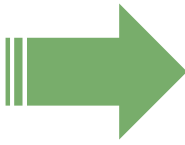
◆計画期間

平成27年度～31年度までの5年間

本県の子どもを取り巻く現状と課題

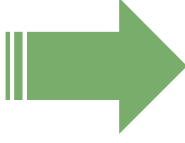
1 進学者数・進学率

- ・ 高校等進学率は、全体では98%を超えているが

 生活保護世帯(92.8%)や児童養護施設
(96.6%(全国))の子どもの進学率が低い

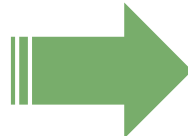
2 長期欠席児童・生徒数

- ・ 小学校で4,000人以上、中学校で8,000人以上が長期欠席の状況

 長期欠席で教育の機会を奪われること
とで、将来の就労や自立に支障


3 母子世帯の1世帯あたり平均稼働所得等

- ・ 母子世帯の所得は子どものいる世帯平均の約3割（全国）

 特に母子世帯で生活が困窮している世帯が多い

4 ひとり親世帯数の将来推計

- ・ ひとり親世帯は2010年からの10年間で2割以上増加と推計（東京に次いで全国で2番目の高さ）

 特に本県のような都市部で大幅増加の見込み

データ① 子どもの貧困率

- 日本の子どもの貧困率は16.3%
- 子どもがいる現役世帯では、
 - ・ひとり親以外の世帯の貧困率は12%程度
 - ・ひとり親世帯の貧困率は50%超

	H18年	H21年	H24年
子どもの貧困率	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	12.2%	14.6%	15.1%
ひとり親世帯	54.3%	50.8%	54.6%
それ以外の世帯	10.2%	12.7%	12.4%
【参考】 親一人子一人世帯の貧困線	180万円	177万円	173万円

出典：平成25年国民生活基礎調査

データ② 母子世帯の平均稼働所得

- 母子世帯の平均稼働所得は、
子どものいる世帯全体の平均の3割

	平均稼働所得
全世帯	396.7万円
児童のいる世帯	603.0万円
母子世帯	179.0万円



出典：平成25年国民生活基礎調査

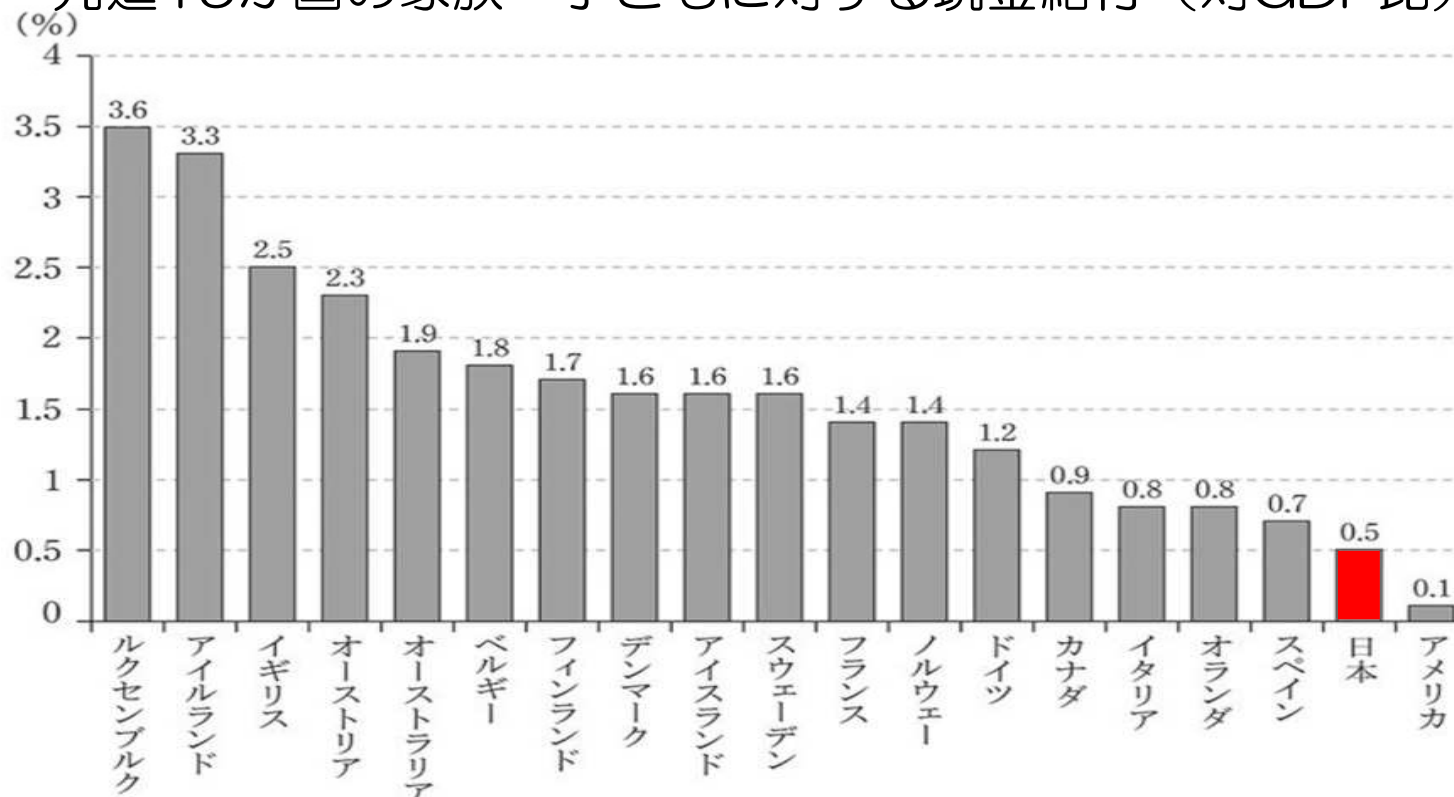
本県の母子世帯は44,412世帯（対一般世帯比1.2%）

父子世帯は6,547世帯（対一般世帯比0.2%）

データ③ 家族・子どもに対する現金給付

■我が国の家族・子どもに対する現金給付（児童手当、児童扶養手当等）は、国際的に低い水準

先進19か国の家族・子どもに対する現金給付（対GDP比）



「子どもに貧困を押し付ける国・日本」山野良一より（OECDデータ(2009年)をもとに筆者が作成）

ね ら い

子どもたちが、自分の将来に **希望を持てる社会へ！**

- そのために必要な環境整備と教育の機会均等を図る
- 特に、生活困窮の懸念が高い**母子世帯**への支援に重点

基本方向



『教育』の機会が重要

貧困の連鎖を防ぐためには、世帯の所得の状況にかかわらず、教育を受ける機会が保障されることが第一に重要



『生活』の安定が重要

教育が身に付くためには、経済面だけでなく、身体的・精神的に安定した生活を送れることが重要



『親の就労』の確保が重要

生活の安定のためには、親の就労状況が安定していることが重要



『経済基盤』が重要

親の就労だけで不十分な場合は、公的な支援も活用して最低限の経済基盤を維持することが重要

指 標

基本方向に沿って、本県の子どもの**貧困の状況**に関する19の『**指標**』を定める

- 生活保護世帯に属する子どもの進学率・中退率・就職率
- 児童養護施設の子どもの進学率・就職率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数・配置率
- 母子自立支援員相談受付件数
- 児童扶養手当（ひとり親家庭に対する手当）の受給資格者数と児童数 など

主要施策と具体的な取組み

『指標』の改善に向け、4つの『主要施策』を定め、『具体的な取組み』を位置付ける

1 教育の支援

- ・ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
- ・ 給付金や貸付金による経済的負担の軽減 など

2 生活の支援

- ・ 児童養護施設等の退所児童等の支援
- ・ 子どもの居場所づくりに関する支援 など

3 保護者に対する就労の支援

- ・ 親の就労支援
- ・ 親の学び直しの支援 など

4 経済的支援

- ・ 児童扶養手当や貸付金による経済的支援

※ 平成27年度から「寡婦控除」のみなし適用を開始

※4つの『主要施策』は、国の大綱の「当面の重点施策」とも合致

計画の推進と情報提供

『計画の進捗管理』

- ・ 構成事業については、毎年度、事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直し
- ・ 5年間の計画期間終了時点で、実績を検証・評価

『情報提供』

- ・ ホームページを利用して、本計画でまとめた子どもの貧困対策の関連施策等を情報提供

全庁的な推進

子どもの貧困対策は

■教育政策

（教育機会の保障、スクールソーシャルワーカーなどによる福祉との連携、奨学金など）

■福祉政策

（生活保護・生活困窮世帯への支援、相談、貸付など）

■労働政策（就労支援、職業訓練など）

■住宅政策（公営住宅など）

といった全庁的な取組みが必要

⇒全庁的な推進体制を整備し、
子どもの貧困対策を着実かつ総合的に推進する

推進の課題

母子世帯の子どもの支援に重点 — 連鎖を防ぐために —

- 国・市町村との役割分担
- 民間(社会福祉協議会・NPO等)との協働
- 既存の制度・取組みの一体的活用